

○神戸学院大学発明審議委員会規程

2009年4月1日

制定

改正 2010年4月1日

2011年4月1日

2014年4月1日

2015年4月1日

2018年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸学院大学発明規則(以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、神戸学院大学発明審議委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、規則第2条に定めるところによる。

(審議)

第3条 委員会は、次の事項を審議のうえ決定し、その内容を学長に報告する。

- (1) 届出があった特許権等、著作権及びノウハウの承継に関する事項
- (2) 権利を承継した発明等の出願に関する事項
- (3) 学校法人神戸学院(以下「本法人」という。)に帰属する特許権等の権利化及び権利維持に関する事項
- (4) 本法人に帰属する特許権等、著作権及びノウハウの第三者に対する実施許諾、使用許諾及び権利譲渡等に関する事項
- (5) 発明者等、著作者又は案出者からの異議申立に関する事項
- (6) 発明等、著作物及びノウハウの取り扱いに関連する基本方針、規則、基準等に関する事項
- (7) その他、学長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、学長が委嘱する次の委員をもつて組織する。

- (1) 研究支援センター所長
- (2) 栄養学部、薬学部及び総合リハビリテーション学部から委員長が指名する者 各1名

(3) 法学部、経済学部、経営学部、人文学部、心理学部、現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部及び全学教育推進機構から委員長が指名する者 2名

(4) 委員長が指名する学外の有識者 若干名

2 委員会には委員長を置く。

3 委員長は研究支援センター所長をもつて充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期途中で交代した場合には、受任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が必要と判断したときに開催する。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもつて成立する。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は出席とみなす。

4 議事は、出席委員の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 直接の利害関係を有する委員は、当該審議に加わることができない。

(専門小委員会)

第7条 委員会は、専門的な立場からの調査・検討をするために、発明審議委員会専門小委員会(以下「小委員会」という。)を置くことができる。

2 小委員会の構成及び必要事項については、その都度、委員会で決定する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究支援グループにおいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2010年4月1日)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2011年4月1日)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2018年4月1日)

この規程は、2018年4月1日から施行する。